

## 随意契約理由書

大阪府立障がい者自立センターでは、日本オーチス・エレベータ株式会社製のエレベーターを設置している。

改修工事にあたり、設置したメーカーでないと部品の形状を把握しておらず特定の者でなければ履行できないとして、財務規則運用第 62 条関係第 1 項第 2 号により比較見積の徴取を省略するものである。日本オーチス・エレベータ株式会社から見積書を徴取したところ、予算の範囲内であり価格も適正であると判断されるので、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と契約を締結することとする。